# 〔長久手市行政評価票：平成23年度業務〕

| | |
|---|---|
| 担当課・係名 | 子育て支援課　保育係【問合せ・質問等の先（電話・内線番号）　0561-56-0615　内183】 |
| 第５次総合計画掲載 | 基本方針（　3　人がいきいきとつながるまち　）<br>基本施策（　3-9　安心して子育てができる環境をつくる　） |
| 業務の名称 | 保育園入所等事務 |
| (1)　根拠法令・条例 | 児童福祉法・長久手市保育所の設置及び管理に関する条例 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (2)業務期間 | 開始した年度 | 昭和43年度 | 終了（予定）年度 | ー　年度 |

| | | |
|---|---|---|
| (3)業務概要 | 保護者の就労や疾病などにより、日中養育できない児童を保護者に代わり保育し、児童の健全な育成に努めることを目的とする。 | 国・県・民間と類似した事業、他市町の実施の状況<br>保育所入所事務 |

(4)業務の目的と指標

①対象（誰、何を対象としているか）

保護者の就労や疾病などにより日中養育が困難な児童

②手段（どのような事業で）※実施した活動

・6つの保育園において、保育所入所を実施した。
・2つの保育園で、一時的に保育に欠ける児童を、一時保育として受け入れた。

③意図（対象をどのような状態にしたいか）

保育園を増設し市立保育園全体の定員を増員し、保護者の就労や疾病などにより日中養育が困難な児童を保護者に代わり保育園で保育することにより、児童の健全な育成に努める。

| | | 状態を表す指標 | 単位 |
|---|---|---|---|
| 対象指標 | ア | 保護者の就労や疾病などにより日中養育が困難な児童 | 人 |
| | イ | | |
| | ウ | | |
| 活動指標 | ア | 保育所入所事務の実施保育園数 | 園 |
| | イ | 保育所入所者数 | 人 |
| | ウ | 一時保育事業実施者数 | 園 |
| 成果指標 | ア | 待機児童数 | 人 |
| | イ | | |
| | ウ | | |

④成果指標設定の理由

保護者の就労や疾病などにより日中養育が困難な児童を保育園で受け入れ、児童の健全な育成に寄与するため、待機児童数を指標とする。

(5)指標の推移

| | | 単位 | 目標値 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度(計画) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ①対象指標 | ア | 人 | 4,280 | 3,688 | 3,800 | 3,882 | 4,060 |
| | | | | | | | |
| | イ | | | | | | |
| | ウ | | | | | | |
| ②活動指標 | ア | 園 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | イ | 人 | 1,030 | 744 | 805 | 817 | 890 |
| | ウ | 園 | 7 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| ③成果指標 | ア | 人 | 0 | 3 | 11 | 36 | 30 |
| | イ | 人 | | | | | |
| | ウ | | | | | | |

(6)事業費の推移

| | | 単位 | 目標値 | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度(計画) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 事業費 | | 千円 | | 3,072 | 2,814 | 1,744 | 281,191 |
| うち | 国費 | 千円 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち | 県費 | 千円 | | 0 | 0 | 0 | 0 |
| うち | 一般財源 | 千円 | | 3,072 | 2,814 | 1,744 | 281,191 |
| 受益者負担 | | 千円 | | 185,192 | 203,259 | 208,419 | 214,447 |
| 延職員数(臨職) | | 人 | | 1.64 | 1.64 | 1.64 | 1.64 |

(7)遂行上の問題点、取組課題（箇条書きで簡潔に記載）

・新設保育園の運営方法を指定管理者制度を視野に入れ考えていくことについて、内容を詰めていく必要がある。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| (8)評価 | 必要性 | A | 児童福祉法に係る事業に該当 | 総合評価 |
| | 有効性 | C | 保育料は高いが、多様な保育サービスを展開している民間事業者が存在する。 | C |
| | 効率性 | B | 多彩な保育サービスを展開する民間事業者の経営ノウハウを参考とすることができる。 | |

| | |
|---|---|
| (9)今後の改善の方針 | 平成26年度開園予定の新設保育園事業を進めると同時に、運営方法も検討し指定管理者制度導入を視野に入れた効率的な運営方法を研究していく。また、家庭的保育事業（保育ママ）を進め、待機児童対策を進めるとともに、近年増加している保育需要に応えていく。 |

# 行政評価チェックリスト

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 必要性 | 町が関与することは妥当か | | | 該当 |
| | ① | 法律で実施が義務づけられている事業 | | ☑ |
| | ② | 受益の範囲が不特定多数の住民に及び、財・サービスの対価の徴収ができない事業 | | □ |
| | ③ | 住民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業 | | □ |
| | ④ | 住民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは住民の不安を解消するために、必要な規制、監視指導、情報提供、相談などを目的とした事業 | | □ |
| | ⑤ | 個人の力だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網（セーフティ・ネット）を整備することを目的とした事業 | | □ |
| | ⑥ | 住民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業 | | □ |
| | ⑦ | 民間のサービスだけでは町域全体にとって望ましい質、量のサービスの確保ができないため、これを補完・先導する事業 | | □ |
| | ⑧ | 町の個性、特色、魅力を継承・発展・創造し、あるいは国内外へ情報発信することを目的とした事業 | | □ |
| | ⑨ | 特定の住民や団体を対象としたサービスであって、サービスの提供を通じて、対象者以外の第３者 にも受益がおよぶ事業 | | □ |
| | ⑩ | 内部管理事務 | | □ |
| | 事業内容は適切か | | 関連項目 | 該当 |
| | ⑪ | 事業開始時の目的を概ね達成するなど、実施意義が低下している。<br>（長年実施している事業、対象数が減少している事業） | ⑵、⑸① | □ |
| | ⑫ | 社会情勢の変化など時の経過とともに事業開始時の目的が変化し実施意義が低下している。<br>（目的の設定が現状にあっていない） | ⑷ | □ |
| | ⑬ | 対象者、利用者の減少など住民ニーズの低下傾向がみられる。<br>（事業実績が前年と比べ低下している事業） | ⑸② | □ |
| | ⑭ | 住民ニーズを上回るサービス提供となっている。<br>（当初計画・予算などと比較して実績等が少ない事業） | ⑸② | □ |
| | ⑮ | 国や他市町と比較してサービス対象や水準を見直す余地がある。<br>（他市町で廃止された、他市町と比べ供給量が大きい事業） | ⑶ | □ |
| 有効性 | 重複した事業が実施されていないか | | | 該当 |
| | ① | 施策の中で類似・重複した事務事業が存在する。 | | □ |
| | ② | 国や県のサービスと重複している | | □ |
| | ③ | 民間のサービスと重複している | | ☑ |
| | 事業の成果はあがっているか | | 関連項目 | 該当 |
| | ④ | 施策の目的達成のため、事業内容が必ずしも適切とはいえない。<br>（成果実績向上につながる事業方法が他にある） | ⑷、⑸ | □ |
| | ⑤ | 町の施策への貢献度が高いとはいえない。<br>（目標設定が適切でない、成果実績と目標が大きく乖離している） | ⑸ | □ |
| | ⑥ | 事業を継続しても成果の向上が期待できない。<br>（成果指標の実績が前年から向上していない事業） | ⑸③ | □ |
| | ⑦ | 厳しい財政状況の中、実施する緊急性が認められない。 | ⑷ | □ |
| 効率性 | 実施主体は適切か | | | 該当 |
| | ① | 民間事業者、ＮＰＯ法人、住民団体等を活用しても市民サービスが低下しない。 | | □ |
| | ② | 民間事業者、ＮＰＯ法人、住民団体等を活用するとコストの低減が期待できる。 | | □ |
| | ③ | 民間事業者、ＮＰＯ法人、住民団体等が持つノウハウ等を活用できる。 | | □ |
| | コスト改善の余地はあるか | | 関連項目 | 該当 |
| | ④ | 人件費の見直しにより、コストを下げる余地がある。<br>（臨時職員の活用などで人件費を下げられる） | ⑹ | □ |
| | ⑤ | 業務内容の見直しにより、コストを下げる余地がある。<br>（業務内容、委託内容の精査により業務量削減がはかれる） | ⑶、⑹ | ☑ |
| | ⑥ | 事務改善によりコストを下げる余地がある。<br>（作業の簡素化などにより時間や無駄を省ける） | ⑶、⑹ | □ |
| | ⑦ | 受益者負担に改善の余地がある。<br>（受益者負担＝受益者が負担すべき費用となっていない） | ⑹ | □ |